

第 1072 回 高知市教育委員会 4 月定例会 議事録

1 開催日 平成 23 年 4 月 25 日 (月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 15 号 平成 24 年度使用中学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協
議会への諮問について

日程第 3 市教委第 16 号 新図書館基本構想・(仮) 科学館基本構想について

4 報告

植木枝盛邸移設に伴う自由民権記念館の臨時休館について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	参事 (市民図書館長事務取扱)	筒 井 秀 一
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	土 居 英 一
	自由民権記念館事務局長	上 田 齊
	新図書館建設室長 (担当参事)	池 上 哲 夫
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
	学校教育課学校教育班指導主事	田 邊 裕 貴
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係長主査主事	森 尾 美 舗

1 平成 23 年 4 月 25 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 11 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

野本委員長

ただいまから，第 1072 回高知市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

はじめに，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西森委員さん，お願いします。

日程第 2 市教委第 15 号「平成 24 年度使用中学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」を議題とします

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の土居でございます。

ただいま，お手元にお配りしました「平成 24 年度使用高知地区中学校教科用図書採択事務について」という資料に沿ってご説明します。今年度は昨年度に引き続いて，教科書採択の年となっております。本年度は中学校の 9 教科 15 種目について，教育委員会において採択いただきます。

初めに，資料 1 ページですが，採択の仕組みについてご説明します。本市の場合は，単独の採択地としての「高知地区」となっておりまして，採択の仕組みは本市独自で定めることができます。その仕組みについては，図にあるように高知市教育委員会から高知地区教科用図書採択協議会へ調査研究を諮問し，さらにそこから高知地区中学校教科用図書調査研究委員会へ各教科書の専門的な調査を委任することになります。その結果については，調査検討委員会から採択協議会に対して報告し，採択協議会では種目ごとに 3 種を選定して教育委員会に答申し，その中から教育委員会が採択する仕組みになっています。

先ほど，中学校 15 種目と説明しましたが，例えば国語，書写，社会，地図帳，数学，英語，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭といった教科のそれぞれの採択用の教科書を選定することになります。細かな流れは，資料 7 ページに時系列でお示ししていますので後ほどご覧ください。

続きまして，平成 24 年度使用高知地区中学校教科用図書調査研究方針案について説明します。資料の 2 ページをご覧ください。調査研究方針として 5 点挙げています。この方針を基にして，教科別に立てた調査研究方針に従い専門調査を行うこととなります。

今回の教科書採択に関連して，学習指導要領の改訂との関連について少しご説明いたします。本年度は，中学校における現行の学習指導要領の最後の年で，移行措置の年に当たります。現行の学習指導要領は，平成 10 年から 11 年にかけて改訂されたもので，生きる力をはぐくもうという理念のもとで，小・中学校では 14 年度から実施されました。その後，国際的な学力調査等で読解力や基礎知識問題，基礎知識を活用する問題に対し課題があることや，読解力での成績分布の分散が拡大しているなどの問題が指摘されるようになりました。

こうした状況を踏まえ，今回の学習指導要領では，目指すべき理念について改めて検討され，知識基盤社会と言われる社会の変化に対応していくための能力が求められる現在では，生きる力をはぐくむという理念はますます重要となっていることを確認しました。そういうスタンスに立って，新しい学習指導要領においても現行の学習指導要領の理念である生きる力をはぐくむというのは，引き継がれることとなっております。

ただ、今回の学習指導要領の改訂では、次の3点が大きなポイントになるかと思えます。まず、現行の学習指導要領と新しい学習指導要領との間で改正された教育基本法の改正内容にある教育理念が、今回の改訂に踏まえられています。2点目は、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視しています。3点目として、さらに、確かな学力を確立するために必要な時間の確保、授業時数が増加されたという点です。授業時数増については、近年マスコミ報道等でも繰り返し報道されているところです。一例を挙げますと、中学校では、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数が、実質10パーセント程度増加されています。各学年が週当たりで1時間の増加になるので、これに伴って、当然今回ご審議していただく教科書の内容も変わってきているということになります。

平成24年度から、今回採択された教科書を活用して、新しい学習指導要領に沿った教育が行われることとなりますが、授業時数、内容が充実されていますので、教科書の内容もこれまでよりも一層充実したものになるのではないかと考えています。今回の採択で最も重要なポイントは、高知市の子どもたちに確かな学力を定着させ、判断力・思考力・創造力をはぐくんでいくような構成になっているかということになるかかと考えています。こうしたことから、今お手元にあります調査研究方針を立てておまして、この採択方針で良いかどうかについてご決定いただきたいと思えます。

野本委員長
この件に関して、質疑等はありませんか。

西山委員

「生きる力」で、特に体を使うことになる保健体育の教科書ですが、そういったところで特別に新たに書き加えた項というものがあるのでしょうか。と申しますのは、教科書の中身に関わってくると思いますが、方針で「生きる力」ということをおっしゃって、特に教科書を採択するに当たって保健体育の中身に何らかの変化がもたらされるのではないかと推測するのですが、その点で何か把握されていることはないでしょうか。

学校教育課長

今回の場合、知・徳・体の3つをバランス良くということが、いろいろな場面で出てまいります。ですから、単に体力のようないわゆる力を付けるということだけでなく、子ども自身が、自分の生活習慣ですとか、さらには、生涯的に自分自身がどういうふうに健康を保っていけばいいかということ意識した学習内容の改訂になっているというように理解しています。

西山委員

就学前の子どもさんの中には、「生きる力」というものが強まるどころか、逆に低下しているような子どもさんが増えてきているように思うのですが、その点はいかがでしょう。

学校教育課長

少し教科書とは離れるかも知れませんが、今、学校現場からの報告では、小学1年生の状況が年々厳しくなっているという報告は受けています。例えば、生活習慣ですとか、一定時間集中するというようなことですが、これには当然体力に関わるものが出てくると思います。

向こう10年間、今度の新しい学習指導要領の実施に当たっては、そういう就学前と小学校とのつなぎをどうするか、小1プロブレムともいわれますが、こういった問題をやり始めてもう10年近くになるので、このあたりも今回の実施に当たっての大きな課題になるであろうと考えます。

野本委員長

今まで使ってきた教科書で、何か課題があったというようなことは言われていませんか。例えば、現行の教科書で、「もう少しこうだったら良いのに」といったことはなかったでしょうか。

学校教育課長

現行の教科書で、具体的に「こういったところが課題です」と挙げられているといったデータを持ち合わせているわけではありませんが、最近よく教科書に関して言われることは、子どもたちが

自ら学べる教科書になっているかどうかが議論になります。一定ある知識をどのようにうまく子どもたちに伝えるかということがメインになっていた紙面づくりから、教科書を使って子どもたちが自ら学べる紙面づくりにしていこうというように、教科書を作る上での考え方が少し変わってきたということを私自身が感じているところです。

これは、何かの根拠に基づいて話しているわけではありませんが、そういった教科書が多くなっていると感じています。

野本委員長

この方針の3番に、そういうことが掲げられているということですね。

学校教育課長

はい。

野本委員長

ここまでで、ほかに質疑はございませんか。

そうしたら、続きをお願いします。

学校教育課長

資料3ページの案にありますように、今後設置する高知地区教科用図書採択協議会に対し、教科書の採択に関する調査研究について諮問します。先ほど申しましたように、採択協議会が各種目について調査研究を行い、種目ごとに3種を選定して答申していただくように諮問するものです。

この採択協議会の規則については、資料の4ページ、5ページに載せています。また、案として採択協議会の委員名簿を6ページに提示していますが、この教科用図書採択協議会に3種の選定を諮問したいと考えています。

松原教育長

その3種の選定結果ですが、1番、2番、3番というように順位を付けて選定するのか、あるいは順位は付けずに選定するのか、その辺りのご説明をお願いします。

学校教育課長

それぞれに評価の項目がありまして、その項目ごとにA、B、Cという評価は行いますが、これが1位、2位、3位という形にはなっていません。

松原教育長

最終的に順位を決めるのは、教育委員会ということになるのですね。

学校教育課長

はい。

山本委員

教科書の内容ですが、例えば教える側から使いやすい、教えやすい教科書というのと、当事者である生徒から見て分かりやすいというようなことで、どちらに比重が置かれるのでしょうか。

学校教育課長

当然、子どもたちが使いやすいということになるろうかと思いますが、一方で子どもの状況に合わせるだけではいけないところがありますので、少し子どもたちにとって厳しい状況があっても、このことが必要であれば、授業を行う者の意図が加味される場合があります。どちらかだけということはありませんが、現状で子どもに合うというだけで選ぶのではなく、今の子どもたちが、より確かな学力を身に付けていくためにどの教科書が良いのかが審議されるべきだと思います。

ただ、子どもにとって使いづらい教科書であってははいけませんので、どちらかということであれば、そういう視点が優るのではないかと思います。当然両方が、バランスよく保たれなければならないと思います。

西山委員

漠然とした話になるので申し訳ありませんが、今までの「ゆとり」という考え方から、さらに充

実した教育プログラムになるということですが、教科書を見たときに、以前と比較して極端に分量が多いですとか、極端に難しいというようなことはないのでしょうか。

学校教育課長

昨年度に小学校の教科書を改訂したときに話題になっていましたが、ページ数が非常に増えたという報道があったと思います。ただ、その内容というのは、問題数が物凄く増えてページ数が増えたとかいうことではありません。一例を挙げますと、例えば算数の教科書の場合ですと、「1時間の授業はこういうふうな授業の流れです」というようなことを、例えば黒板で念を押すとか、子どもたちの考え方の例というものを非常に豊富なページを割いて、1時間の中身を示すという構成をどの教科書会社も行っていました。

ですから、単に子どもたちの学習量とか、練習量を増やすだけでページ数が増えたものではありません。学習内容そのものは、先ほども申したように若干増えていますが、そのことで、教科書のページ数が目に見えて増えたということではないと私自身は感じています。

むしろ、その1時間の学習の流れを、きちんと子どもたちに伝えるためにページ数が増えたというふうに理解しています。

野本委員長

ほかに質疑はありませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第15号「平成24年度使用中学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第15号は原案のとおり決しました。

次に、日程第3市教委第16号「新図書館基本構想・(仮称)科学館基本構想について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

参事(市民図書館長)

市民図書館の筒井でございます。

今回ご提案の趣旨ですが、市民図書館本館、県立図書館本館の合築図書館の整備方針及び(仮称)科学館の整備方針について、新図書館基本構想検討委員会からの報告、そして子ども科学図書館・こども科学館基本構想の検討委員会からの報告を基に、高知市教育委員会の基本構想としてご決定いただきたいというものです。

お手元に新図書館と科学館についての対照表という形で、基本構想の資料があると思います。まず、新図書館の基本構想の資料ですが、まず表紙の左側は新図書館基本構想検討委員会名によるもので、3月の基本構想です。右が高知市教育委員会としての4月段階での新図書館基本構想ということです。そう大きくは変わるものではございませんが、高知市教育委員会が主体になったということです。

1ページの「はじめに」は、高知市教育委員会の言葉になりますので、基本的に高知市教育委員会の言葉に書き換えています。最後の段落の「高知市教育委員会は」というところですが、「今後、検討委員会で議論し示していただいた方向に忠実に従って基本計画や基本設計、実施設計を行い、それを基に新図書館を建設する。そして、高知県教育委員会と力を合わせて、全国初の合築による新しい図書館が地域を支える情報拠点として、県民市民のくらしや仕事に役立ち、併せて本県の読書環境・情報環境の改善のために大きく寄与するよう取り組む」ということで、高知市教育委員会としての意思を明示したものとしております。

そういうことから、8ページの「新図書館が目指す図書館像」の3段落目の左側にある検討委員会の方では、「人のぬくもりが感じられる図書館であること期待する」という表現ですが、教育委員会としては、それを受け「人のぬくもりが感じられる図書館を整備する」とし、また、次の文の末尾、「県立図書館の資源を活用した支援が重要である」を「県立図書館の資源を活用した市町村支援を行う」というふうの方針を明示したものです。そういう点で、若干、末尾を整理しました。

それから16ページですが、新図書館の建設場所ということが一つの焦点になっていたところです。基本構想検討委員会の文章をどうこうというよりも、高知市教育委員会としては検討委員会の検討結果は次のとおりであるということで引用し、末尾、「この検討結果を踏まえ、追手前小学校敷地を建設地とする」という表現でまとめたところがございます。

続いて17ページの「(1)敷地」ですが、敷地も構想委員会で「2分の1程度が予定されている」というところを「2分の1程度とする」としております。次の用途地域については、検討委員会のときはまだ作業中でしたので、「見直しも必要と考えられる」という表現ですが、見直し作業が完了しましたので、高知市教育委員会の方では「現在は商業地域となっている」としています。ここは、時間の経過、作業の経過が反映されたものです。

次に19ページをお願いします。「単独と合築の比較検討」ということで、これについてさまざまな議論がされてきておりまして、ここの表現も検討委員会ではなかなか二転三転し、苦労があったわけですが、それを尊重して高知市教育委員会としては、「比較検討結果は次のとおりである」として引用し、最終行に「この検討結果を踏まえ、市民図書館本館と県立図書館を合築により整備することとする」という表現とさせていただきました。

20ページが「おわりに」ですが、検討委員会のいわば気持ちが入った文章ですので、それを書き換えることではなしに、それを尊重する形で資料として「おわりに」の同じ文章を付けています。

続いて科学館でございます。表紙に若干注釈を付けています。高知市教育委員会としては、新しい科学館は、高知市子ども科学図書館の発展、拡充構想があって、それに県の子ども科学館構想が加わったものですので、科学館（仮称）というだけではそのことが少し分からないところがあるので、表紙に、「本構想は高知市子ども科学図書館の拡充構想と高知県の子どもの科学館構想を融合し、新たな科学体験・科学学習の施設を設置するためのものである」という文章を掲載しました。

考え方は同じで、1ページの「はじめに」においても、「高知市教育委員会としての整備方針と役割を明らかにした科学館（仮称）基本構想を取りまとめたものである。高知市教育委員会は高知県教育委員会と連携し」ということで、この基本構想を活かして科学館の実現に取り組むということです。

科学館の方も、大きな修正はありませんが、18ページのプラネタリウムについての記述のところ、高知市教育委員会としての基本構想をまとめるのに約1か月弱かかっていますが、その1つの要因として、プラネタリウムをどうするかということが、庁内の検討課題でございました。この最後の行ですが、「検討委員会としては、科学館にプラネタリウムの設置が必要と考えるものであり、なお、県・高知市においても十分検討されることを希望する」という基本構想のまとめになっていますが、高知市教育委員会としては、「以上のことから、高知県・高知市においてプラネタリウムを設置する方向で検討する」ということで、設置する方向であることを明示できるところまで検討を進めてきたところです。

次に28ページです。「(1)運営の基本的な考え方」ですが、基本構想検討委員会では、ここにあるように、科学館の運営について事務局から提案がなされたというところで止まっていますが、高知市教育委員会の計画としては、「科学館の運営については、県・高知市において、科学館の設置運営は高知市が行う。ただし、県内全域を対象とするため、設置運営経費は県・高知市で負担するとの合意に至っている」ということで、現在の負担率を明記したところです。

あとは、30ページの「おわりに」の取り扱いですが、これは新図書館と同じ様に、「おわりに」を

そのまま引用して、参考という形にしています。

以上、高知市教育委員会として、科学館、図書館の基本構想を今回提案したところです。

野本委員長

このことに関して質疑をお願いします。

西山委員

おさらいの意味を込めて質問いたします。

科学館とプラネタリウムの関係が非常に近いと申しますか、どちらかというプラネタリウムがあるから科学館があるのかなという印象さえ受けかねないようにプラネタリウムが位置付けされている感じさえるのです。1974年にプラネタリウムが閉鎖されていますね。そのとき、どうして閉鎖になったかということと、今回新たにプラネタリウムを設置するのであれば、どういう条件が整ったから設置するのか。実際、それだけの利用者数が見込めるからというように、整合性がないと、またやがて忘れられて利用されなくなるということではもったいない話です。プラネタリウムの位置付けで、「過去は、こういう理由で閉鎖になった。新たに再開するのは、こういう理由からである」ということをお聞きしたいと思います。

参事（市民図書館長）

大原町にあったプラネタリウムは、確か高知新聞社の経営でしたので、廃止になった具体的な経緯については承知していません。今回プラネタリウムの議論が起こったのは、一つにはプラネタリウムがない県は高知県だけということです。あまり理由にならないかも知れませんが、そういう背景があり、2ページに掲載しているアンケート調査で、博物館、科学館、天文台、プラネタリウムに行きたいと答えた割合が、小学生は79.5パーセント、中学生は72.2パーセントというような結果もあります。また、小学校のときは理科が好きという割合が、中学校になると落ちてくるというのが前段にございます。そういう点では、プラネタリウムに限らず、そういう科学的な博物館、あるいは天文台、プラネタリウムに行ってみたいという要望が、潜在的にはあるというふうな理解がございまして、今回やったらどうかという声が上がってきたのが一つです。

それから、以前のプラネタリウムは、星を写して解説するということがあったと思います。最近では、全天型の映像を写して、さまざまなソフトが提供されるようになり、科学的な体験、映像的な体験を有するようになったということ。それに伴って以前ほどの投資が必要でないというデータもいただき、今回プラネタリウムを設置する方向になりました。

西山委員

ちなみに、プラネタリウムにはどれだけの初期投資が掛かって、年間維持管理費用がどれくらいのものになるのでしょうか。

参事（市民図書館長）

手元に資料を持ってきていませんので、後ほど報告します。

西山委員

当然、これは無料ということですね。

参事（市民図書館長）

まだ決定されていませんが、全国的にはプラネタリウムは有料が多いようです。ただ、県内の文化施設は高校生以下無料が主流ですので、その辺の兼ね合いがございまして。

西森委員

この基本構想の位置付けについてお伺いします。まず、各検討委員会から出された基本構想は、当然各委員会で議論されてきたことをまとめて基本構想を提言するという形ですね。それを受け、その提言を受け、尊重してほぼ踏襲する形で市の教育委員会として、主語を変えて「こうあってほしい」を「こうします」と変えたのが基本構想だというふうに思いました。基本構想は、市の教育委員会が定めたということになった場合、一つは、議会などでの議論されるのでしょうか。つまり

市としては、こういう基本構想でいくということを民意に対し問い掛けるのか、あるいは民意に問い掛けすることなく、このまま定まったものとしていくのが1点です。

それから、いずれかの形で定まったとしたら、新図書館あるいは科学館を設置していく段階で、「この場面はどうしようか」というような悩みがあったら、この基本構想に立ち戻って、どちらがより基本構想の趣旨に合致しているかということを検討していきながら進めていこうと思います。けれども、万が一、後から市民の方々がご覧になったときに、これは基本構想に反しているのではないかとなった場合には、市の行政としては矛盾を抱えるということになります。自分たちで決めて、自分たちで踏襲する、しかし、それは後で曲げてもいいですというものではないのだと思います。この基本構想はかなりの拘束力はあるのだと思います。それは、どの程度の拘束力になるのだろうかと思ったのですがいかがでしょうか。

あるいは一般的にはこういうようなことがあるのでしょうか。他の構想などでも外部へ諮問するだとか、検討委員会を組織して、基本構想を出しいただいたときには、主語を置き換えて、行政としてはこれに拘束されるという形でなさるのでしょうか。

そのところがよく分かってないので、申し訳ないのですが教えてください。

松井教育次長

今言われたように、ご決定をいただいたら、それが教育委員会としての一つの判断となります。次に事業をする場合には、予算が必要になってきます。予算については、市長に調製権がございますので、そこは査定等の結果を受けて、この基本構想の中から「実現が可能である」もしくは「実現が難しい」といったところをさび分けていくことになるかと思えます。

私どもとしては、ここに書かれているものはすべて実現したいのですが、書かれていてもそれができない場合も想定されるというふうに考えています。

西森委員

今回、市の教育委員会として基本構想を定めたとして、予算としては当然議会で議論されますので、その段階で、基本構想にはうたいこまれていたが実現できないということになるということもあり、実現される場合もあるということなので、そこで民意として承認いただくのか、あるいは一部否決ということになるのかという形を経て、拘束力があるものになっていくという理解でよろしいでしょうか。

松井教育次長

最終的には、議会の判断をいただくということになると思います。

西森委員

教育委員会として今回定める基本構想ですが、この末尾には、基本構想検討委員会の設置要項でとか、議論の過程といったことが掲載されていくものでしょうか。それは、検討委員会の報告としては当然必要だろうと思うのですが、今回、教育委員会が定めるのは、結論部分とってしまおうと言い過ぎかも知れませんが、そこを尊重して「市としてこうする」ということであって、そこに至った外部委員会の検討の内容というのを掲載する必要があるのかということのを少し疑問に思ったのですが、いかがでしょうか。

参事（市民図書館長）

市民図書館長の筒井でございます。

今指摘の点ですが、十分考慮できてないところもありますので、なお確認させていただきたいと思えます。

なお、高知県も同じ作業をしまして、県教育委員会は現時点で、参考資料として整理している段階でございます。

松原教育長

本日議決をいただいたら、高知市教育委員会の中に、市教育委員会の基本構想と検討委員会の基

本構想の二つの新図書館基本構想が存在することになるわけですね。そういう抑え方でよろしいですか。

西山委員

おそらくそれは、検討委員会がいつまで存在するかということに関わってくるのではないかと思います。上程した段階で検討委員会の任務が終わるということになると、記録としては残りますが、検討委員会が組織としてはなくなるということではないでしょうか。

参事（市民図書館長）

検討委員会に作成をお願いして報告書の形でいただきました。これは、これで大事にすべきものですが、高知市教育委員会としてはそれを高知市教育委員会の意思という形で提起したものが今回の基本構想ですので、今回のこれをよりどころに次の作業に入っていくことになるかと思えます。

松原教育長

それで、二つのものが、公文書として残るということですね。

参事（市民図書館長）

そういうことです。

野本委員長

その流れの関係ですが、先ほど高知市教育委員会の基本構想をもって、予算の査定作業に入ることでした。そこで例えば、プラネタリウムの予算がないということになれば、委員会が絶対つくるとまではなっておりませんが、ちょっと違ってきますね。そこは、査定されたものを議会に持っていくわけですね。それでは、この教育委員会の基本構想というものは、そこに至るまでの一つ基本構想ということになるのでしょうか。

参事（市民図書館長）

結論的に申しますと、この基本構想から現在作業中のこれを具体化した基本計画という計画文書を作ります。この計画文書を基に、基本設計という建築設計の作業を行います。本年度中に基本設計まで終了させるということで予算が確保されています。来年度になると、実施設計というより詳細な設計に入ります。基本設計の中で必要なプラネタリウムなり、必要な部屋なりは盛り込まれていないといけませんので、基本設計の中には、今の流れですとプラネタリウムを盛り込んだ基本設計をお願いすることになると思えます。基本設計の発注はこれからですので、具体的にはその発注の仕様書に、必要な部屋を盛り込んだ仕様書で発注していかどうかという議論になりますので、その時点で議論が起こる可能性があります。そのときに「ちょっと待ってほしい」ということになれば話が違いますが、そこで必要なものとして発注に進めば、基本的にはそれが盛り込まれた基本設計の作業になっていくことになると思います。

野本委員長

基本計画が具体的に議会に提案されるのは6月議会ということになるのでしょうか。

参事（市民図書館長）

議会には、まず基本計画は6月議会でご報告することになります。事務的には、それを受けて設計業者を決める作業になります。予算そのものは承認いただいていますので、実務的な作業ですが、その基本計画の中にプラネタリウムが盛り込まれたものを準備していますので、そこでの議論になると考えます。

西森委員

そうしますと、基本計画としてあげていった段階で、議会でもう一度議論されて、数か月経った段階でこの基本構想というものが最初にできたのだけれども、その後、議会での議論を経て、違う構想が事実上でき上がっていくということはあるということでしょうか。

参事（市民図書館長）

理論上はあり得ると思います。

ただ、議会にはその都度報告していますので、この基本計画も教育委員会で決定して、議会にも示して議論いただくことになると思いますが、そういう手順を踏んでいますので、よほどの環境の変化がない限り、大幅に変わることはないと思っています。基本構想があり、基本計画があり、それを土台にした設計ができるというきれいな形で進むものと思っています。

野本委員長

東北の地震の関係で、随分予算が限られてくるのではないかと思います、そういう情報はあるのでしょうか。この基本計画がうまくいく状況か、それともちょっとまだ分からない状況なのか、どちらでしょうか。

参事（市民図書館長）

正直申しますと、地方は固唾を飲んで国の動向を見守っている状況だと思います。合併特例債の活用を想定していますが、これまで思っていたとおりに運用されるかどうかというのがポイントです。今具体的な情報があるわけではございません。

松井教育次長

具体例を申し上げますと、合併特例債の活用については、中心市街地活性化の補助金などいろいろなものがございしますが、合併特例債では95パーセントの起債、つまり借金ができるということで、それに対して70パーセントの地方交付税が、後年の元利償還金に対して補填されていくこととなります。95パーセント掛ける70パーセントといえ、3分の2程度の補助金と同じような理屈になります。ただ、地方交付税の先行きが具体的にありませんのでちょっと心配なところもございします。

それから先ほど申しましたが、一部補助金が出てくると思いますが、そこもまた先行きが見えない状況となっております。ただ、図書館を建てるためには、従前は単独事業でございましたので、そこに有利な起債を活用できるということで、この機をおいてほかにはないということで取り組んでいます。

総務課長補佐

図書館とは直接関係ないですが、総務課で所管する施設整備につきましては、平成23年度当初予算におきまして、国費が入る事業について県を通じて申請しておりましたが、現在認められているのは耐震工事、それと前年度から引き続いて行っています潮江東小学校の体育館の改築のみ認められております。ほかの新堀小学校のリニューアルなどの国費については、まだ正式な回答をいただいております。

野本委員長

南海大地震のこともありますので、大きな地震があったからこそ、建てるのであれば耐震を是非お願いしたいと思います。図書館ができて本当に良かった、皆が避難できたと言えるように力を入れていただきたいと思います。この基本構想にも、「セーフティネットの役割を果たす図書館」ということが書かれています。これは基本構想の最初のところで、家庭での学習が困難な子どもたちに対する学習の場の提供など、心の教養の輝きのセーフティネットみたいなことを書いてありましたが、後の方でちょっと耐震のことを書いていましたが、ここでも少し耐震のことも考えていけるといいというように思います。

松原教育長

この基本構想を教育委員会として出した以上は、すべてを実現しなければならないというくらいの気持ちを含めて取り組んでいかないと、盛り込んだ方がいいが予算的な問題でできなくなってしまったということになってしまうといけないと思います。構想として出した以上は、議会で反対がされるようなことがなければ、何らかの形で実現できるように努力していかないとはいけません。

野本委員長

先ほどの教科書でもありましたが、一人一人が自分の英知を育て、生きる力を育てていくことが

必要で、これは子どもも大人も関係なく、なおかつ生涯学習もしていかなければいけない時代です。しかも、現在の図書館は耐震に問題があるという状況ですので、逆に今建てる必要があると思いますので、ぜひ、基本構想の趣旨に沿って、新図書館の建設が実現されるようにしたいというふうに思います。

それでは、以上で質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 16 号「新図書館基本構想・(仮称)科学館基本構想について」は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 16 号は、原案のとおり決しました。

続いて、報告事項です。「植木枝盛邸移設に伴う自由民権記念館の臨時休館について」を事務局からご説明願います。

自由民権記念館事務局長

植木枝盛邸移設に伴う改修工事のため、自由民権記念館を次の期間休館するものでございます。工事期間については、別紙資料で工程表をお配りしていますが、工事期間は 7 月 1 日から 8 月 19 日までとしております。この間は、全館休館ということではなくて、工事の進捗状況に応じて、一部の休館にとどめたいと思っております。7 月 1 日から 9 日までは、2 階部分だけ休館させていただきます。7 月 10 日から 25 日までは、1 階の研修室と民権ホールを含めた全館休館となります。7 月 26 日から 8 月 19 日までは、再度 2 階部分のみの休館としております。2 階部分の休館であっても 1 階の研修室と民権ホールについては開館してご利用していただけるように考えております。なお、移転完了後、8 月 20 日から 10 月 16 日まで、特別展示として植木枝盛展を開催する予定としております。

お手元の工程表の次に、フロアのご紹介をさせていただいております。その左の方、第 2 展示室の一部に書斎部分を展示する予定で、8 畳ほどの広さの部屋になります。そのため、現在展示しているものの移設の必要がございます。展示室の写真を付けてございますけれども、この真ん中にある大きな展示室を撤去しなければいけませんので、どうしてもこれだけの工事期間が必要となるものでございます。

植木枝盛邸は、貸家でございます住んでいる方がいました。議会では、「現場での保存は難しいけれども、自由民権記念館に寄贈される」という答弁をしておりました。土地所有者から、お住まいされていた方が退居されたというご連絡をいただきましたので、昨年 9 月に補正予算をお認めいただきまして、本年 3 月まで移転の調査をさせていただきました。4 月 23 日になりますけれども、植木枝盛ファンの方々 60 名くらいに集まっておいただき、現地での最後の説明会をさせていただきました。

休館を予定している 7 月、8 月というのは、ちょうど夏休み期間と重なりますが、過去 4 年ほど入場者の一覧表を見ていただくと、8 月にも多くの来場者の方がいらっしゃいますが、9 月、10 月の修学旅行の時期、遠足の時期というのが一番多くの来場者がいらっしゃる時期でございます。実は本年も、慶応義塾大学の附属中学校の 200 名の生徒の皆さんですが、10 月にある修学旅行の行程に入れていただいております。

なお、休館については、教育委員会終了後には、ホームページ等でお知らせしていきたいと考えております。

以上でございます。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

自由民権記念館の臨時休館につきましては、決定すること自体は、教育委員会からの事務の委任によりまして教育長の決定事項となっております。ただ、今回の場合は、休館の期間、自由民権記念館が植木枝盛邸の工事を行うということも含めまして、ご報告することとしたものでございます。

野本委員長

夏休み期間には、高知大空襲の展覧会をやっていますね。それは、実施されますか。

自由民権記念館事務局長

実は、8月6日から15日までの期間ですが、会場がギャラリーのある1階部分で開催しますので、支障はございません。

西森委員

参考までに教えてください。

今回、非常に歴史的な記念物を手で解体して移設するというデリケートな作業をやられるのですが、薫蒸を行うということで、非常に難しいということを最近勉強させていただきました。今回の植木枝盛邸の移築に関して、特に留意している点、非常に気を使っている点はどんなところですか。

自由民権記念館事務局長

図面を見ていただきますと、「移設展示部分」と書いている部分の下のところで、こちらが8畳間ですが、実は部分的な移設となっております。そのままを持っていくことができませんので、前段の部屋の部分とか、襖が29枚ございまして、その中から土佐のことが書かれた古文書が出てきたりして、そういった形を大事にしながら進めております。現在、壁なんかも白くなっていますが、元々はピンクの派手な壁であったということも言われておりますので、そういった部分も再現していきたいと考えております。縁の高さは75センチくらいあるのですが、それを少し下げさせていただくように、全部を持っていくというのではなく、少しリニューアルした形になります。

非常に貴重な資料でございますので、いろいろな資料が出てくるのではないかと期待をしながら作業を進めております。

西森委員

植木枝盛邸に関して、大変なファンというか、思い出の深い方もいらっしゃるのではないかと想像しまして、移築して布が取り除かれたときに、「違うじゃないか」と言う声が上がるということを心配したのですが、外部の委員さんを含めた検討委員会というような形でやられたりもしたのでしょうか。

自由民権記念館事務局長

はい。

実は、専門家の方々が入った検討委員会で検討させていただいております。そのまま朽ち果てるよりは、残していただきたいという思いが強くて、保存自体は30年間くらいずっと言われてきたとお聞きしております。その中心の方々が思いを込めながら作業を行っていただいておりますし、関連する資料の寄贈もいただいております。

今おっしゃられたように「こんなものだったか」と言われぬように、魂を込めて作業が進めています。

松原教育長

相当貴重な資料がたくさんあります。一番の大きな問題は、津波対策、地震対策をしっかりとしないといけないと、せっかく寄託いただいたいろいろな物が台無しになっていく可能性があるということで、館長も相当心配しています。

野本委員長

具体的な対策案というものはあるのですか。

自由民権記念館事務局長

寄託いただいた貴重な資料等がございますので、3月11日の震災をきっかけに「想定外」という

ことがないように、館長を中心として館の職員が地震対策を徹底してやらなければいけないということで、市内周辺を含めた美術館等では収蔵庫を建築されているところもあるようでございます。そういった具体的な対策は決まっておりませんが、ネットを張って貴重な品物が下に落ちないように対策を講じようとしております。また、これまで貴重な資料を展示する場合に、民権ホールですか、自由ギャラリーなどでも開催してございましたけれども、今後は寄託いただいた展示については、2階部分だけでやっていこうことを確認事項として決めました。

それから、板垣退助展でも寄託をいただくこととなっておりますが、その方も地震対策について心配されています。そういったことを含め、貴重な資料については、安全対策としてかるぼーとや市民図書館などお預けするようなことも考えないといけないのではないかということ、内部では検討をしております。かるぼーとのまんが館に非常に頑丈な収蔵庫があるということで、板垣退助の遺品を寄託いただいたときには、一部を置かせていただくかということも検討しております。

野本委員長

できるところから今やっておかないと、そのときに慌てることになっていきませんので、大変だろうと思いますがよろしくをお願いします。

ほかにご意見等はございませんか。

特にないようですので、この件は終了いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時11分

署 名

委員長 _____

4番委員 _____